

## 答 申

### 第1 審査会の結論

市川町長（以下、「実施機関」という。）がした公文書不存在を理由とする公文書不開示決定処分は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、市川町情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4年5月6日付けで、次のとおり公文書開示請求をした。

(2) 本件開示請求の内容

○年○月～○○勤務 ○○ セクハラによる処分事案に係る記録（処分に至っていない場合は、その経緯も含む）

#### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

令和4年5月6日付けで、開示請求にかかる公文書不存在のため条例第11条第2項の規定に基づく公文書不開示決定をした（以下「本件処分」という。）。

#### 3 異議申立

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年6月17日付けで実施機関に対し、異議申立をした。なお、この異議申立は公文書不開示決定書に記載の教示に基づいて行われたものである。

(1) 異議申立の趣旨 本件処分の取り消しを求める。

(2) 異議申立の理由 セクハラ事案（以下「事案」という。）は存在しているため、処分記録はなくとも経緯を記録した文書は存在していると考えるのが相当であり、開示できる部分については開示義務があるため。

#### 4 異議申立への回答

実施機関は、令和4年7月8日付けで回答書を送付した。

(1) 回答の内容 開示請求にかかる公文書不存在のため、異議申立を棄却(以下、「棄却処分」という。)する。

## 5 審査請求

審査請求人は、棄却処分を不服として、令和4年10月4日付けで実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

## 6 諮問

実施機関は、令和4年12月8日付けで、本件審査請求について、審査会に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

棄却処分の取消しを求める。

### 2 審査請求の理由等

審査請求の理由は、審査請求書、反論書、意見陳述によれば、概ね以下のとおりである。

(1) ○○年当時市川町○○に○○氏が勤務していたこと、本人が事案を起こしたこと、被害職員から相談を受けたこと、○○が事案に対処したことは事実である。

(2) (1)の記録が全く存在しないことに不信感が募る。

(3) ○○氏は○年○月に異動となっているが、これは、セクハラに対する懲戒処分としての異動であったのではないか。仮にそうだとすると、何らかの記録が残っているのではないかと考えられる。

(4) 開示請求から審査請求において審査請求人は公文書の名称を把握できていないため、教示をお願いする。

## 第4 実施機関の主張要旨

弁明書、意見聴取によると概ね次のとおりである。

## 1 棄却処分について

審査請求人から本件公文書の開示請求があったため、当時の〇〇の上司に聴き取り調査をした結果、被害職員から相談を受けた事実は確認した。所属において加害者に口頭注意し、被害職員に謝罪するよう指導した。その後、被害職員からの訴えはなかった。なお、被害職員から「市川町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」による相談申込書の提出はなく、同要綱に従った対応はしていない。よって、本件に関し、開示請求の対象となる公文書は作成していない。

また、〇〇氏の異動については、事案とは関係のない職員の異動に伴う配置換えであり、事案を原因とした処分ではない。なお、事案は〇年〇月に発生したが、異動の時期は〇年〇月であった。

以上のことから、本件開示請求にかかる公文書は存在していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審議の経過

本件審査請求は、令和4年12月8日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年12月19日から令和5年2月9日まで、2回の審議を行った。

### 2 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見陳述並びに実施機関の弁明書及び意見陳述における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

セクハラによる処分事案に係る公文書について

実施機関は、当時、〇〇の上司が被害職員から相談を受け、加害者に事実確認を行い口頭で注意した。その後、被害職員に謝罪させ、それ以降は被害職員からの相談はなかった。

また、被害職員から苦情相談窓口への相談申込書等の提出などもなかったため、「市川町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」に従った対応はしなかった。

そのため、本件に関し、開示請求の対象となる公文書は作成していないとのことであった。

このことから、実施機関はセクハラ事案に対し必要な措置を講じ、解決したと判断したため文書を作成しなかったと推察される。

よって、本件開示請求にかかる公文書は存在しないと考えることが合理的である。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。